

令和8年度市町村デジタル化支援人材派遣事業委託業務プロポーザル審査要領

令和8年度市町村デジタル化支援人材派遣事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度市町村デジタル化支援人材派遣事業委託業務プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は209点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方	(10点)
(2) 事業内容	(50点)
(3) 協力体制	(20点)
(4) 継続性	(20点)
(5) 支援日数及び支援方法	(30点)
(6) 業務実施体制の確保	(30点)
(7) その他提案事項	(30点)
(8) 見積価格	(10点)
(9) 県内事業者（高知県内に本店を有する者）	(3点)
(10) 再委託における県内事業者の優先	(3点)
(11) 県が推進する施策への取組	(3点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所
令和8年4月17日（金）午前10時～午後5時（予定） 場所：オンライン開催による
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1社20分とし、順番は別途お知らせします。
 - ② 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
 - ③ プレゼンテーションで使用できる資料は、すでに提出している企画提案書等のみとし、それ以外の資料は使用しないこととしてください。
 - ④ 参加者数によってはプレゼンテーションの時間や日程が変更となる場合があります。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記（3）、（4）にかかわらず、総合得点が120点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査項目	配点	配点 (小間)	審査の視点
(1) 基本的な考え方	10	10	本業務の趣旨を理解し、業務目的及び内容並びにデジタル化に係る政府及び地方公共団体等の動向に関する知識が十分にあるか。 提案依頼書「1 事業の目的」「2 これまでの取組」「3 これまでの取組から見えた課題」に沿った提案となっているか。
(2) 事業内容	ア 実施団体ごとの課題の整理及び支援計画の策定	10	実施団体ごとの課題の整理および支援計画の策定方法や内容について、マンパワー不足で時間的な余裕がない実施団体に負担が少ないかつ効果的な手法が選択されているか。
	イ 職員のDXマインドの醸成やITリテラシー、業務改善能力の向上を図る団体別の研修会の実施	20	職員のDXマインドの醸成やITリテラシー、業務改善能力の向上を図るような効果的な研修を複数提案できているか。 研修会の実施について、実施団体の実情・要望に応じたDXの推進に資する研修を実施できる内容や工夫が提案されているか。 十分な時間を確保できない実施団体については、30～60分程度の短時間の実践型研修を提案するなど、実施団体が研修会を実施したくなるような工夫がなされているか。 全ての実施団体において、団体別に実施できるような体制や提案になっているか。
	ウ 業務フローの見直し（BPR）やDX推進に係る相談に対する助言・提案・技術的支援	10	業務フローの見直し（BPR）やDX推進に係る相談に対する助言・提案・技術的支援について、実施団体の負担を考慮したうえで業務改善を進めるための有益な提案がなされているか。また、実施団体が継続的に業務改善に取り組むことができるような工夫がなされているか。
	エ その他デジタル関連事業における技術的な課題解決	10	その他デジタル関連事業における技術的な課題解決について、支援実施者のITスキルが十分にあり質の高い支援が担保されているか。また支援の方法が明確に示されているか。
(3) 協力体制	20	20	高知県総合企画部デジタル政策課の職員及び高知県が委嘱する高知県市町村DX推進アドバイザー、令和8年度に新たに採用する「任期付職員（デジタル人材）」と協力して支援できるような創意工夫がなされているか。 事業終了後に「任期付職員」が支援を引き継げるような創意工夫がなされているか。
(4) 継続性	20	20	事業終了後も実施団体及び「任期付職員」がDXを推進できるよう、実施団体ごとのロードマップ案の作成や全実施団体の支援成果等をまとめた最終報告資料の作成に創意工夫がなされているか。
(5) 支援日数及び支援方法	30	30	訪問による支援の頻度は適切か。（1市町村あたり概ね月1回、合計4回は現地における支援を行うことが可能か。） オンラインによる支援の頻度は適切か。 支援時間や頻度について参加団体のニーズに応じて調整可能となっているか。
(6) 業務実施体制の確保	30	30	市町村ごとに個別の課題解決に際し、訪問による支援、オンラインによる支援、プロジェクト全体管理の実施体制（人数、業務経験、ノウハウ、強みなど）が十分なものであるか。 プロジェクト管理の方法が明確に示されているかどうか。
(7) その他提案事項	30	30	当業務の主旨・目的を理解し、より効果的に実施するために独自の提案がなされているか。
(8) 見積価格	10	10	得点算出方法：A×C/B A=10、B=当該業者の見積価格、C=最安業者の見積価格 ※小数点以下は小数点第一位で四捨五入
(9) 県内事業者（高知県内に本店を有する者）	3	3	次のいずれかに該当するかどうか。 【共同企業体を加えない場合】 高知県内に本店を有する者である 【共同企業体を加える場合】 高知県内に本店を有する者、又は、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体である
(10) 再委託における県内事業者の優先	3	3	再委託における県内事業者の優先の取組について、次のいずれかに該当するか (1) 全ての再委託先が高知県内に本店を有する者であるか (2) 全ての業務を提案者が実施し、再委託を行わない者であるか
(11) 県が推進する施策への取組	3	3	以下のいずれかに該当するか。 (1) 「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けている。 (2) 「こうち男性育休推進企業」に登録している。 (3) 「こうち SDGs 推進企業」に登録している。

証拠書類一覧

項目	提出資料
高知県ワークライフバランス推進企業	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し
こうち男性育休推進企業	<p>特設サイト「高知のイマドキ夫婦はブタン夫婦」の「こうち男性育休推進企業」紹介ページに掲載されている自社の情報をプリントアウトしたもの</p> <p>https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/</p>
こうち SDGs 推進企業	「こうちSDGs推進企業登録証」の写し